

# 一関労働基準監督署からのお知らせ

令和5年  
3月号

## 1, 令和4年における労働災害発生状況について（1月末現在）

**休業4日以上の死傷災害 208件（前年同期と比較して+54件、+35.1%）**  
**うち、死亡 2件（前年同期と比較して+2件）**

当署管内において、令和4年12月末までに発生した休業4日以上の死傷災害は、全産業では208件（前年同期比+54件、+35.1%）で、このうち死亡災害は2件（同+2件、+200.0%）となりました。

また、新型コロナウイルス感染症によるものは63件で、これを除くと145件（前年同期比-9件、-5.8%）となっています。

業種別では、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、製造業38件（同+3件、+8.6%）、建設業22件（同-7件、-24.1%）、運輸交通業20件（同+12件、+150.0%）、保健衛生業19件（同+5件、+35.7%）、商業13件（同-16件、-53.5%）の順となっています。

事故の型別では、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、「転倒」が42件で29%を占め、次いで「はされ・巻き込まれ」20件14%、「墜落・転落」17件11%となっています。「転倒」は前年同期の49件から42件と7件減少していますが、事故の型別では最も多い状況が続いています。

## 2, 令和5年における労働災害発生状況について（1月末現在）

**休業4日以上の死傷災害 14件（前年同期と比較して+4件、+40.0%）**  
**うち、死亡 0件（前年同期と比較して±0件）**

当署管内において、令和5年1月末までに発生した休業4日以上の死傷災害は、全産業では14件（前年同期比+4件、+40.0%）で、死亡災害はありませんでした。なお、新型コロナウイルス感染症によるものもありませんでした。

業種別では、製造業4件（同+3件、+300.0%）、建設業4件（同+3件、+300.0%）、運輸交通業3件（同+2件、+200.0%）、商業2件（同+2件）の順となっています。

事故の型別では、「転倒」が6件で全体の43%を占め、次いで「崩壊・倒壊」3件22%、「激突」2件14%となっています。「転倒」は前年同期の6件と同数の6件となり、事故の型別では最も多い状況が続いています。

**当署では、令和4年における労働災害の発生件数を13次防目標値である133件以下となるよう、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参りましたが、目標を達成することはできませんでした。**

**令和5年は、令和4年確定値から新型コロナウイルス感染症によるものを除いて10%以上減少させるべく、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参ります。**

**労働災害防止対策の着実な実施について、ご協力をいただきますよう、改めてようしくお願ひ申し上げます。**



岩手県最低賃金は時間額『854円』です！(令和4年10月20日発効)  
「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」



## 3.月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が5割以上になります！

～中小企業における割増賃金率の引き上げについて～

平成 31 年 4 月 1 日から施行されている改正労働基準法において、中小企業には適用が猶予されている月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の引上げについて、令和 5 年 4 月 1 日から適用され、この場合の割増率は 5 割以上となります。



また、割増賃金率の引上げに応じて割増賃金率を改定する場合には、就業規則を変更した上で所轄署長へ届け出る必要があります。

なお、厚生労働省では、働き方改革推進支援助成金や業務改善助成金を始めとした、長時間労働の縮減に有用な助成金を準備しております。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

⇒<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>

## 4.『賃金引上げ特設ページ』が開設されました！

厚生労働省では、『賃上げ特設ページ』を開設し、賃金引上げに関する企業の好取組事例、平均的な賃金額の検索機能及び賃金引上げに向けた支援策を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際には、是非ご活用ください。

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



## 5.新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みの実施を引き続きお願いします！



新型コロナウィルス感染症については、岩手県内では感染確認者数が減少を続ける傾向となっています。

しかし、令和 4 年に当署管内で発生した労働災害において、事故の型別では新型コロナウィルス感染症によるものが 63 件となって最も多い状況であり、また当署管内複数の事業場から職場内感染の発生が報告されています。

感染を拡大させないため、基本的な感染防止策（必要な場面でのマスクの着用、手洗い、三密の回避、換気）の徹底をお願い申し上げます。

○岩手労働局 HP 新型コロナウィルス支援サイト

⇒ [https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/choutatsu\\_urihrai/nyusatsu\\_00008.html](https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/choutatsu_urihrai/nyusatsu_00008.html)

**職場内における感染防止対策の着実な実施をお願い申し上げます。**

※マスク着用の考え方の見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日、新型コロナウィルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定され、3 月 13 日以降は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。



本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるようご配慮をお願いします。

なお、マスク着用の主なポイントの事業者における対応では、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありますか、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるることは許容されています。



S T O P ! 転倒災害を防止しよう !

